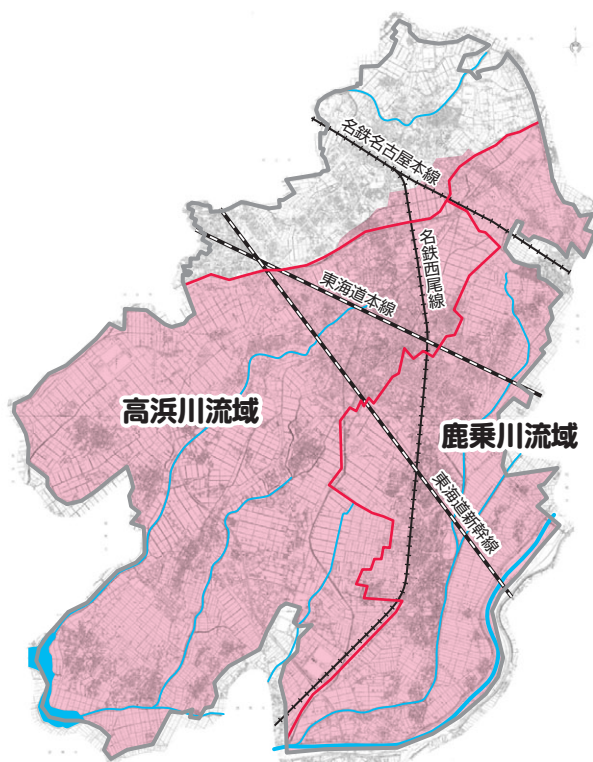




安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱



区 域

高浜川流域と鹿乗川流域
(境川・猿渡川流域の一部含む)

対象要件

500㎡以上の新規開発地のうち、以下に示すもの

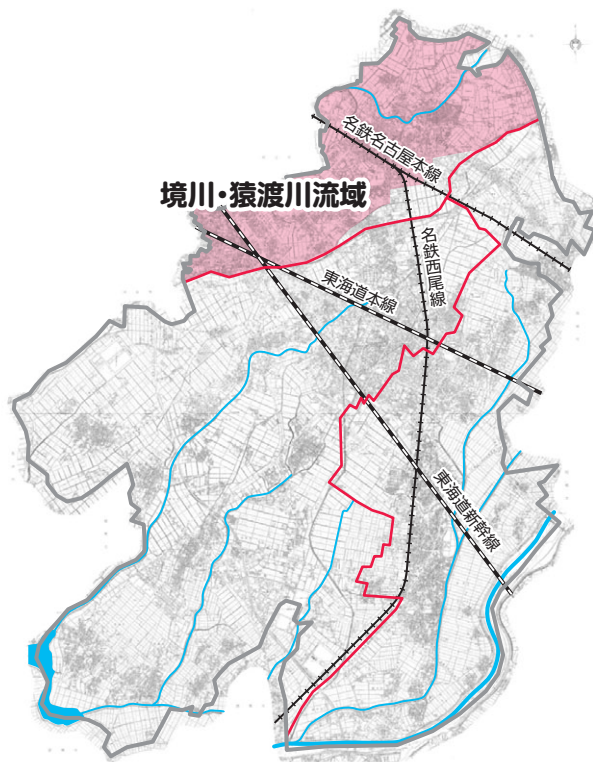
- 1) 開発許可物件
- 2) 建築許可物件
- 3) 農地転用物件

対策量

$V=400A$

V: 対策量(㎡) A: 対象面積(ha)

特定都市河川浸水被害対策法



区 域

境川・猿渡川流域
(境川・猿渡川流域の一部除く)

対象要件

500㎡以上の開発等に伴い雨水流出を増大させる行為

- 1) 田畑などの土地に建物を建てる時
- 2) 田畑などの土地を駐車場にすると
- 3) 田畑などの土地をグラウンドにすると

対策量

雨水浸透阻害行為による流出量の増加分

安城市建設部土木課

TEL 0566-71-2239 FAX 0566-77-0010 E-mail doboku@city.anjo.aichi.jp

ホームページ 安城市 雨水流出抑制

検索



R100

国産植物油100%使用製品です

VEGETABLE OIL INK

開発を行う市民・事業者のみなさまへ

雨水流出抑制施設の設置にご協力をお願いします



※安城市の航空写真に過去の4洪水(平成9年9月、平成11年6月、平成11年7月、平成12年9月)において浸水した区域を青色で明示してあります。

市内の各地域に下記の基準が適用されます。

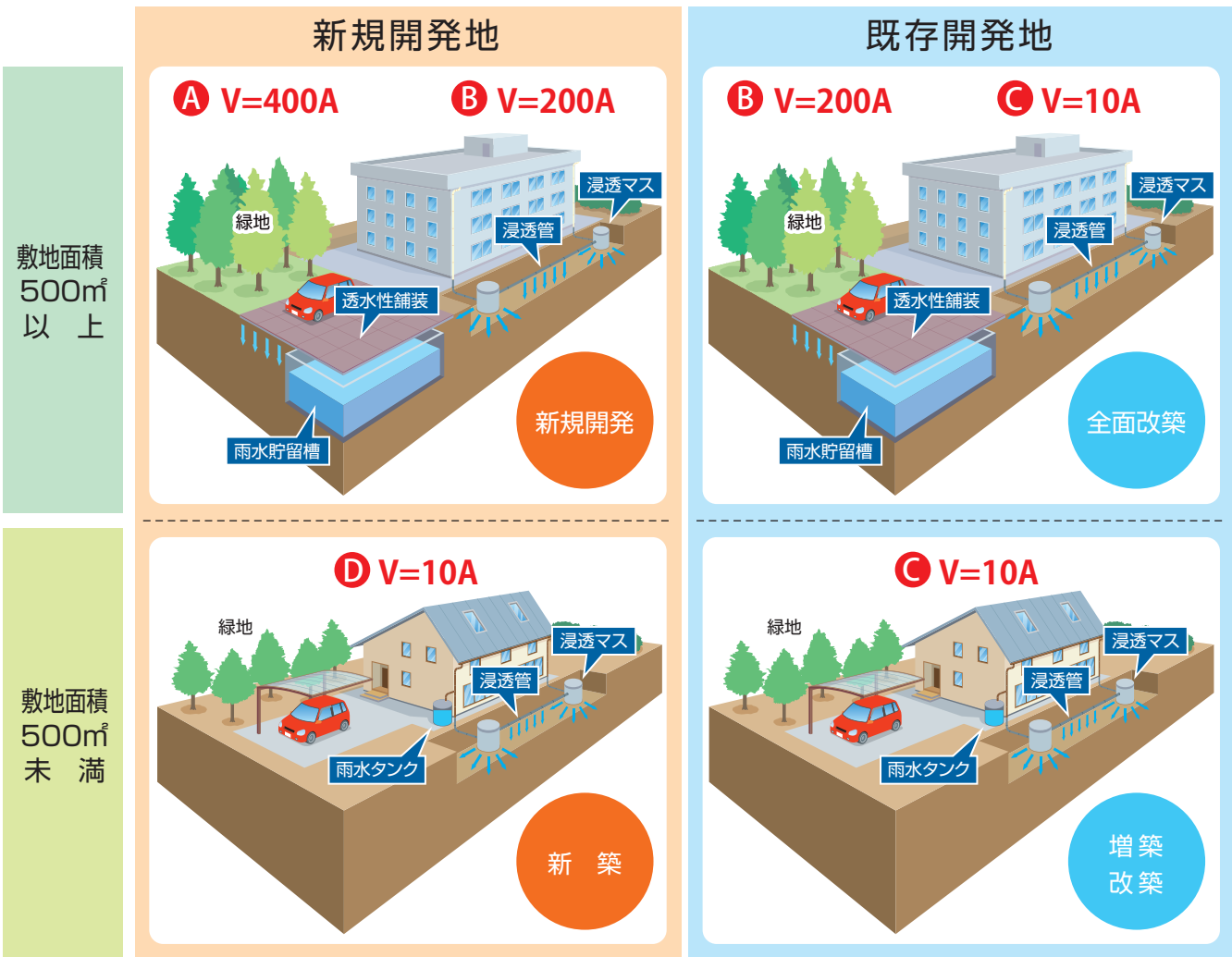
市内全域に……………安城市雨水流出抑制施設設置技術基準

高浜川流域と鹿乗川流域に……………安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱

境川・猿渡川流域に……………特定都市河川浸水被害対策法

安城市雨水流出抑制施設設置技術基準

雨水を貯める、浸透させる施設の設置は、市民や事業者の方々が個別に取り組むことのできる施策です。
これは、雨水対策のみではなく、広く水循環の健全化や防災にも役立ちます。

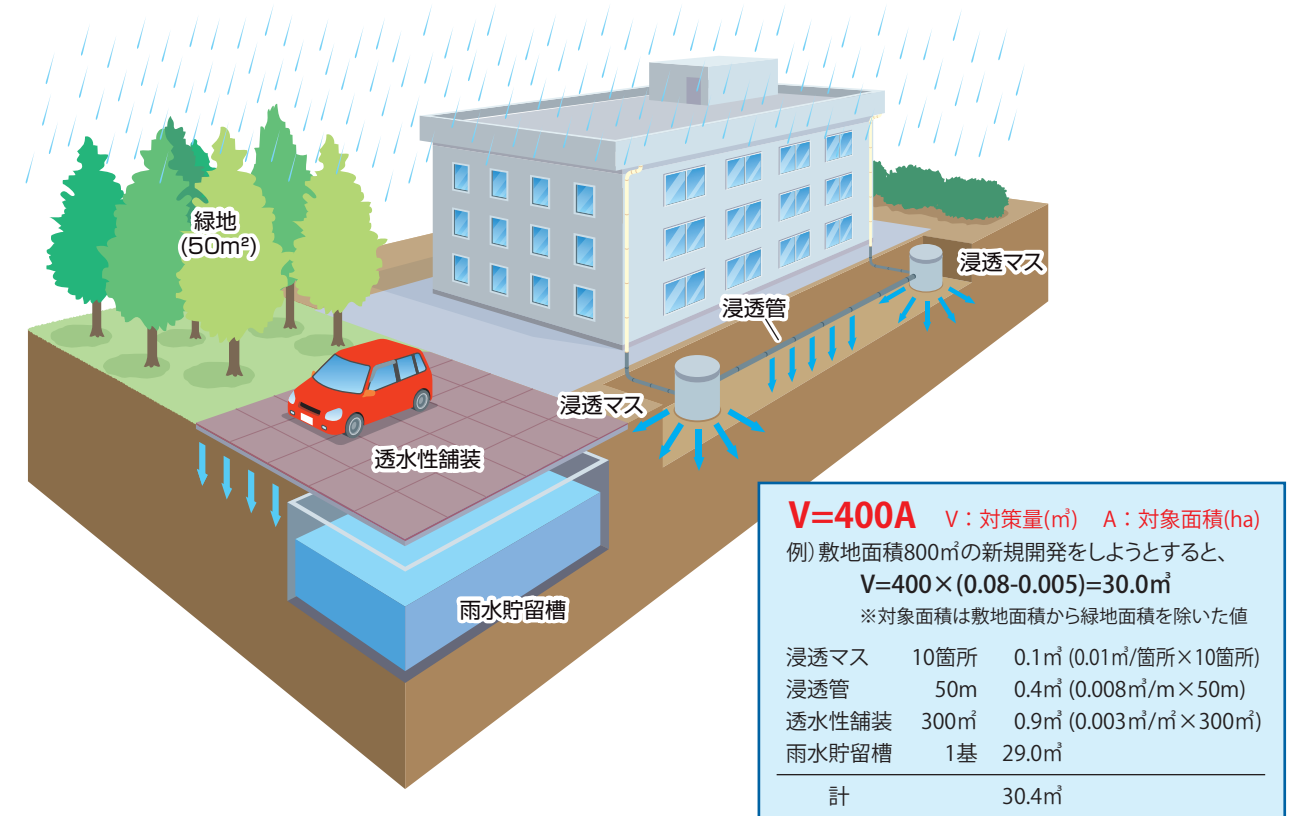


V：対策量(㎡) A：対象面積(ha)

	要 件	対策量	備 考
A	500㎡以上の新規開発地のうち、 ○開発許可物件 ○建築許可物件 ○農地転用物件	V=400A	安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱又は特定都市河川浸水被害対策法が適用される場合がありますのでご注意ください。
B	500㎡以上の新規開発地のうち、 ○開発許可を要しない物件 500㎡以上の既存開発地のうち、 ○いったん更地にするなど全面改築する物件	V=200A	
C	500㎡以上の既存開発地のうち、 ○増築や改築を行う物件 500㎡未満の既存開発地(戸建住宅など)	V=10A	
D	500㎡未満の新規開発地(戸建住宅など)	V=10A	

雨水流出抑制施設の設置例

A 500㎡以上の新規開発地の場合



D 500㎡未満の新規開発地の場合

